

令和 7 年 5 月 制 定

令和 7 年度

渡嘉敷港南防波堤灯台ほか 2 件改良改修工事

仕 様 書

第十一管区海上保安本部

第一章 工事概要

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---------|--|-------------------------------|---------|---|-------------------------------|---------|---|---------------------------------|---------|---|---------------------------------|---------|---|---------------------------------|---------|---|---------------------------------|---------|---|-----------------------------------|---------|---|-------------------------------|---------|---|---------------------------------|---------|---|---------------------------------|---------|---|---------------------------------|---------|---|---------------------------------|---------|---|
| 1 | 工事名称 | 渡嘉敷港南防波堤灯台ほか2件改良改修工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 工事場所 | <p>(1) 渡嘉敷港南防波堤灯台
 沖縄県島尻郡渡嘉敷村（渡嘉敷港南防波堤外端）
 北緯：26-11-53 東経：127-22-23</p> <p>(2) 牛ノ島灯台
 沖縄県島尻郡座間味村（牛ノ島）
 北緯：26-13-36 東経：127-20-05</p> <p>(3) 座間味港外防波堤灯台
 沖縄県島尻郡座間味村（座間味港外防波堤外端）
 北緯：26-13-20 東経：127-17-56</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 工事期間 | 契約の翌日から令和7年11月28日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 工事概要 | <p>本工事は次の工事を施工するものである。</p> <p>(1) 渡嘉敷港南防波堤灯台</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>☐ 事前調査</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> <tr><td>☐ 仮設工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> <tr><td>☐ 防水改修工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> <tr><td>☐ 外壁改修工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> <tr><td>☐ 建具改修工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> <tr><td>☐ 内装改修工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> <tr><td>☐ 灯台金物改修工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> <tr><td>☐ 電気工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> </table> <p>(2) 牛ノ島灯台</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>☐ 防水改修工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> <tr><td>☐ 建具改修工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> </table> <p>(3) 座間味港外防波堤灯台</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>☐ 防水改修工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> <tr><td>☐ 建具改修工事</td><td style="text-align: right;">. . . 1</td><td style="text-align: right;">式</td></tr> </table> | ☐ 事前調査 | . . . 1 | 式 | ☐ 仮設工事 | . . . 1 | 式 | ☐ 防水改修工事 | . . . 1 | 式 | ☐ 外壁改修工事 | . . . 1 | 式 | ☐ 建具改修工事 | . . . 1 | 式 | ☐ 内装改修工事 | . . . 1 | 式 | ☐ 灯台金物改修工事 | . . . 1 | 式 | ☐ 電気工事 | . . . 1 | 式 | ☐ 防水改修工事 | . . . 1 | 式 | ☐ 建具改修工事 | . . . 1 | 式 | ☐ 防水改修工事 | . . . 1 | 式 | ☐ 建具改修工事 | . . . 1 | 式 |
| ☐ 事前調査 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 仮設工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 防水改修工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 外壁改修工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 建具改修工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 内装改修工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 灯台金物改修工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 電気工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 防水改修工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 建具改修工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 防水改修工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 建具改修工事 | . . . 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 発注元 | <p>第十一管区海上保安本部 交通整備課</p> <p>所在地：沖縄県那覇市港町2-11-1</p> <p>那覇港湾合同庁舎</p> <p>電話：098-867-0118（内線2654）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

6 管理事務所

那覇海上保安部 交通課

所在地：沖縄県那覇市港町2-11-1

電話：098-951-3855（交通課直通）

- (1) 渡嘉敷港南防波堤灯台
- (2) 牛ノ島灯台
- (3) 渡座間味港外防波堤灯台

第二章 一般共通事項

本文に記載されていない事項や詳細については、公共建築改修工事標準仕様書による。

1 適用事項	工事に際しては、設計図書に従い、責任をもって施工する。
2 設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
3 監督職員及び 検査職員	監督職員及び検査職員とは、支出負担行為担当官（第十一管区海上保安本部長）が任命した職員（請負契約書に示された職員）をいう。
4 疑 義	設計図書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議する。
5 軽微な変更	部材の取り合せ及び現場の都合により必要が生じたときは、その工事に支障のない範囲内で、かつ他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督職員の承諾を得て、取り付け位置、取り付け工法等の変更をすることができる。
6 補 償	第三者に対して損害を与えた場合、請負者は適正な補償をしなければならない。
7 官公署その他 届出手続等	工事に必要な官公署その他への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお、届出手続等に必要な経費は請負者の負担とする。
8 工程表及び施工 計画書	工事の着手に先立ち、工程表及び施工計画書（仮設計画を含む）を作成し、監督職員の承諾を得る。
9 材料の品質等	(1) 使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。仮設資材等については、この限りではない。 (2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、J I S又はJ A Sのマーク表示のある材料を使用する場合又は監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略できる。 (3) 設計図書に定める材料の見本を提示又は提出し、材質、仕上の程度、色合、柄等について、監督職員に提出して承諾を得る。
10 施工の検査及び 試験	(1) 一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することの検査を受け、承諾を得たのち次の工程に移る。 (2) 工事の進捗により、隠ぺい状態となるなど、目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合、検査が完了するまで、施工を行わない。 (3) 試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。 (4) 試験結果は、監督職員に報告する。
11 関連工事等の 調整	契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、

	工事全体の円滑な施工に務める。
12 工事場の管理	工事場の管理は、労働基準法、労働安全衛生法及びその他の関係法規に従い遺漏なく行い、また工事場の労務者その他の出入りの監督、風紀衛生の取締まり並びに風水害、火災、盗難その他の事故並びに公害の防止について十分注意し、必要に応じて処置を取らなければならない。
13 養生、保護	設計図書に指定したもののほか、必要のある場合において、搬入等使用する通路や工作物等に対し損傷を生じないように養生並びに保護を行う。
14 災害時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
15 火気の手扱い	工事現場での施工に当たり、火気は使用しない。ただし、やむを得ず、火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意する。
16 打合せ記録	監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備し、監督職員に提出する。
17 工事写真	(1) 写真は、着手前、工事施工中、完成とし、工事施工中については、各工程毎に1枚以上撮影する。写真はカラー、E版程度とし、有効画素数は小黒板の文字が判読できることとする。 (2) 工事完成後に視認できない箇所については、工事の進捗につれて写真撮影を行う。 (3) 上記写真撮影の際は必要に応じて所要寸法が判別できるようスタッフ、折尺などをあて、また、工種、設計寸法、実測寸法等を記載した小黒板などを置いて撮し込む。 (4) 完成写真は、構造物外形、仕上げ状態等を撮影する。
18 発生材	(1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用を努める。 なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。 (2) 発生材の処理は次による。 (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。 (イ) 発生材のうち、工事現場において再利用及び再生資源化を図るものは、特記による。 (ウ) (ア)の引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書（撤去品等発生通知書）を作成して監督職員に提出する。 (エ) (イ)の再生資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち、調書を作成して監督職員に提出する。 (オ) (ウ)及び(エ)以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設工事に

係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。

19 完成図書

- (1) 工事完成後、次のものをA4ファイルに整理し、完成図書を1部、監督職員に提出する。なお、図面、写真等は電子データで、CD-R等の記録媒体に記録して提出する。
 - (ア) 工事概要
 - (イ) 完成図面（竣工図は、JW-CADデータを含む）
 - (ウ) 試験成績書（材料品質証明及び保証書を含む）
 - (エ) 工事結果データ
 - (オ) その他（届出書類、マニフェストなど）
- (2) 電子データ提出にあたっては、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。又、ウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新するものとする。

20 竣工検査

現場代理人は、竣工検査に立ち会う。

21 その他

- (1) 代金は、検査合格後に請負者からの請求に基づき支払う。
- (2) 詳細については、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
- (3) 工事实績情報システム（CORINS）の登録はあらかじめ監督職員の確認を受けた後、登録機関へ登録申請を行う。

第三章 工事仕様

図面及び本仕様書に記載のない事項は、適用工種に応じて

「土木工事共通仕様書」（国土交通省）

「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

「公共建築改修工事標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

「建築工事標準仕様書（JASS）」（日本建築学会）

「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」（国土交通省）

その他関係法令等

によるものとする。

【共通事項】

1. 船舶関係

- | | |
|----------------|--|
| 1-1 使用船舶等 | 工事に使用する船舶は、本件工事施工（えい航・回航・安全監視含む）に適した規格を使用する。 |
| 1-2 船舶検査 | 工事に使用する船舶は、定期検査及び中間検査を受けた船舶を使用し、検査証書の写しを監督職員に提出すること。 |
| 1-3 不定期航路事業の届出 | 海上運送法に基づく不定期航路事業に該当する船舶は当該届出を行っている船舶を使用すること。 |

【渡嘉敷港南防波堤灯台】

1 仮設工事及びその他

- | | |
|------------|--|
| 1-1 仮設足場等 | (1) 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）その他関係法令等に基づき、適切な材料及び構造のものとし適切な保守管理を行う。
(2) 外部足場、防護シート等足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省令和5年10月26日）の（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。ただし、現場状況等によりこれによれない場合は、監督職員と協議する。 |
| 1-2 養生 | 既存部分及び機器等の養生は、ビニルシート、合板等の適切な方法で養生を行う。 |
| 1-3 清掃後片付等 | 作業終了後は、施工場所の清掃あと片付けを行う。 |

- 1-4 安全対策等 資材の搬出入、工事作業中、作業時間外等の安全対策について適切に行う。
- 1-5 灯火の保全 本工事は、航路標識業務を休止せず行うので、監督職員と十分な打合せのうえ、施工時は灯火の保全に努める。
- 1-6 産業廃棄物処分等 本工事で発生した廃材等の産業廃棄物は構外へ搬出し、関係法令に従い適正に処分する。
なお、産業廃棄物の処分を行う処分業者は、監督職員の承諾を得る。

2 防水改修工事

- 2-1 シーリング打替（取り合い部） (1) 目地寸法は、幅・深さとも10mm以上、目地形状は、凹凸、広狭等のないものとする。

- (2) 再充填するシーリング材の種類及び施工箇所は、次による。

施工箇所	種 類
建具・金物周囲	MS-2
タイルとコンクリート・モルタルの取り合い部	PS-2
伸縮調整目地	PS-2

- (3) タイル及び防水の仕上げや納まり等に留意して施工する。
- (4) 使用する材料は、事前にカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

- 2-2 防水下地モルタル塗り (1) モルタル塗りに先立ち、コンクリート躯体面にエポキシ樹脂系（打継用）の接着剤を塗布する。

- (2) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは、次による。

施工箇所	塗り回数(回)	塗り厚(mm)	仕上げ
防水下地	1	水下30 水上50	金銀仕上げ

- 2-3 塗膜防水 (1) 管制器室屋根及び頂部踊場を下地処理し、塗膜防水（X-2工法、軽歩行仕上）を行う。
- (2) 仕様や工法にあたっては、カタログ等を提出して監督職員の承諾を得ることとし、責任施工の上、工事完成後の保証期間を明記した保証書を提出する。

3. 外壁改修工事

3-1 既設タイル張り及び下地モルタル塗り撤去

- (1) タイル及び下地モルタルを構造体コンクリートに損傷を与えないように躯体表面まで撤去する。
- (2) タイル等（下地共）を撤去後に露出したコンクリートの表面のひび割れ等を確認し、監督職員に報告する。
- (3) (2) で確認したコンクリートの表面のひび割れ部の改修工法について、監督職員と協議する。

3-2 タイル下地モルタル塗り替え

- (1) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは、次による。

施工箇所	塗り回数(回)	塗り厚(mm)	仕上げ
タイル下地	3	19	金鍍仕上げ

- (2) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

3-3 外壁モザイクタイル張り替え

- (1) タイル張りは、接着剤張り工法とする。
- (2) 使用するモザイクタイル（25×25mm）は、JIS A5209（陶磁器質タイル）の規格品で、施釉したものとする。また、タイルの色は、白色（色標番号 LN-95（2021 年度 L 版 マンセル値 N9.5））とする。
- (3) 外装タイル接着剤張りの接着剤は、JIS A 5557（外装タイル張り用有機系接着剤）に基づく一液反応硬化形の変性シリコーン樹脂系とする。
- (4) タイル目地材は、白色セメントとする。
- (5) タイル張り養生後、打診検査を実施する。
- (6) 使用する材料は、事前にカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

3-4 各所モルタル塗り

- (1) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは、次による。

施工箇所	塗り回数(回)	塗り厚(mm)	仕上げ
踊場裏モルタル	3	12	金鍍仕上げ
庇裏モルタル			

- (2) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

3-5 基礎部補修

- (1) 基礎部天端のひび割れ箇所の周辺脆弱部は、ダイヤモンドカッター等で健全部と縁を切って、損傷が拡大しないように斫り撤去する。
- (2) 下地面は、デッキブラシ等で水洗いを行い、モルタル等の接着を妨げるものを取り除く。（鉄筋が露出した場合は防錆処理を行う。）
- (3) 補修は、ポエキシ樹脂モルタル（JIS A 6024）充填工法とする。
- (4) 工法の詳細な仕様は、メーカー所定の仕様とする。
- (5) 使用する材料は、事前にカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

4 建具改修工事

- | | |
|------------------------|--|
| 4-1 防水扉パッキン
取替え | <ul style="list-style-type: none">(1) 使用するパッキンは、クロロプレンゴム製中空とし、断面寸法は図示のとおりとする。(2) 取付は、扉本体側の取付溝にゴム用接着剤を使用して貼り付ける。 |
| 4-2 FRP製ハッチパ
ッキン取替え | <ul style="list-style-type: none">(1) 踊場ハッチの既設パッキン（劣化した接着剤含む）を取除き、下地（油分）をきれいに清掃する。(2) 清掃後、調達したパッキン（株式会社ニュープロド製 かまぼこ型 特殊 CR600mm×600mm及びL型 PE スポンジ3本セット）を接着剤（ゴム、プラ用）にて取り付ける。 |

5 内装改修工事

- | | |
|-----------|--|
| 5-1 浮き部改修 | <ul style="list-style-type: none">(1) 灯塔内壁の浮き（想定数量 1.60 m²）部分はアンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法とし、工法・施工はメーカー仕様によるものとする。(2) 使用する材料は、事前にカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。 |
|-----------|--|

6 灯台金物改修工事

- | | |
|--------------------|--|
| 6-1 アフリ止め金具
取替え | <ul style="list-style-type: none">(1) 既設アフリ止め金具は、躯体面で切断し撤去する。(2) 製作するアフリ止め金具の材質は、ステンレス（SUS304）とする。(3) 取付けは、躯体を図示のとおり斫り、あと施工アンカー（金属拡張タイプ）を躯体に打ち込みアンカー部を溶接し固定する。 |
|--------------------|--|

7 電気工事

- | | |
|-----------|--|
| 7-1 浮き部改修 | <ul style="list-style-type: none">(1) 「2 防水改修工事」の塗膜防水塗り替えの際、頂部踊場に設置されている太陽電池架を取外したときは、パネル面を南側に向けた状態で移設する。(2) 塗膜防水の塗り替え終了後は、元の位置へ復旧する。 |
|-----------|--|

【牛ノ島灯台】

1 防水改修工事

1-1 シーリング打替 (取り合い部)

(1) 目地寸法は、幅・深さとも10mm以上、目地形状は、凹凸、広狭等のないものとする。

(2) 再充填するシーリング材の種類及び施工箇所は、次による。

施工箇所	種 類
建具・金物周囲	MS-2
タイルとコンクリート・モルタルの取り合い部	PS-2
伸縮調整目地	PS-2

(3) タイル及び防水の仕上げや納まり等に留意して施工する。

(4) 使用する材料は、事前にカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

1-2 塗膜防水

(1) 管制器室屋根及び頂部踊場を下地処理し、塗膜防水(X-2工法、軽歩行仕上)を行う。

(2) 仕様や工法にあたっては、カタログ等を提出して監督職員の承諾を得ることとし、責任施工の上、工事完成後の保証期間を明記した保証書を提出する。

2 建具改修工事

2-1 防水扉パッキン 取替え

(1) 使用するパッキンは、クロロプレンゴム製中空とし、断面寸法は図示のとおりとする。

(2) 取付は、扉本体側の取付溝にゴム用接着剤を使用して貼り付ける。

【座間味港外防波堤灯台】

1 防水改修工事

1-1 シーリング打替 (取り合い部)

- (1) 目地寸法は、幅・深さとも10mm以上、目地形状は、凹凸、広狭等のないものとする。
- (2) 再充填するシーリング材の種類及び施工箇所は、次による。

施工箇所	種 類
建具・金物周囲	MS-2
タイルとコンクリート・モルタルの取り合い部	PS-2
伸縮調整目地	PS-2

- (3) タイル及び防水の仕上げや納まり等に留意して施工する。
- (4) 使用する材料は、事前にカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

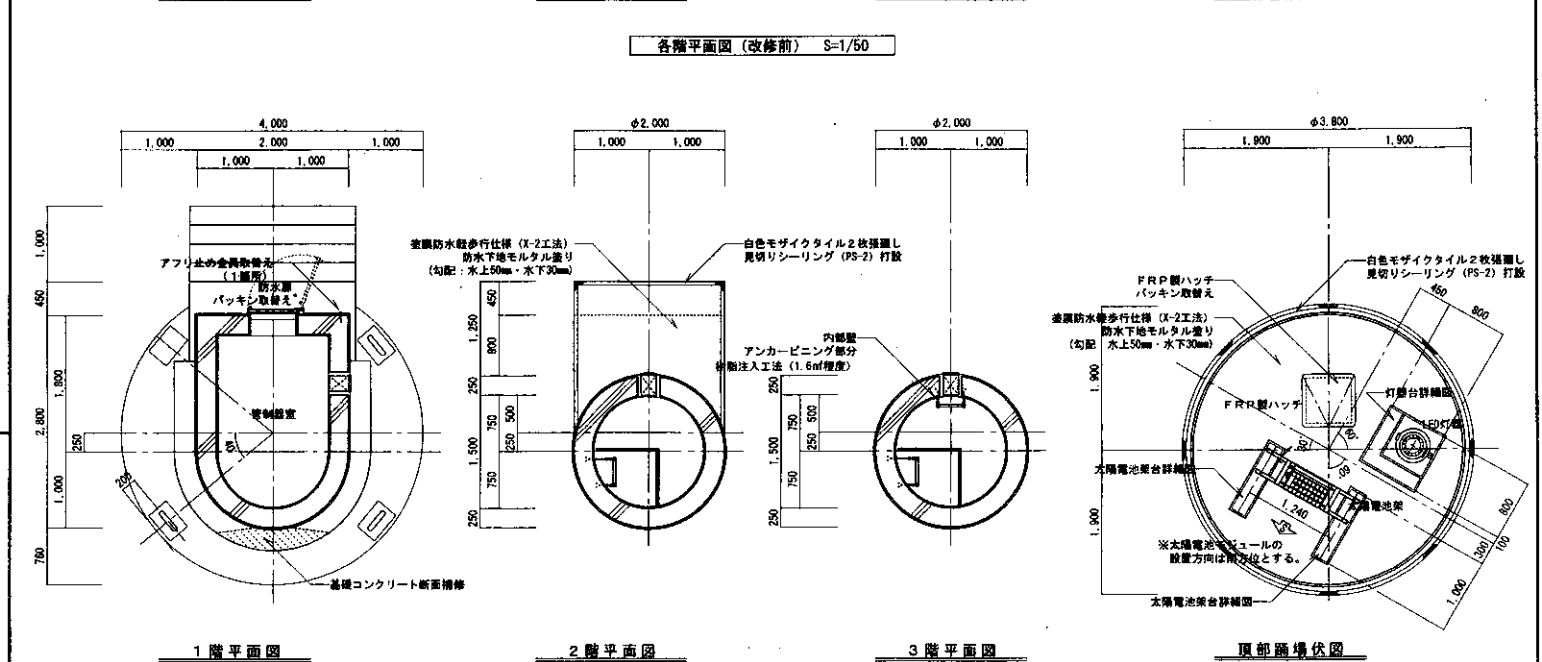
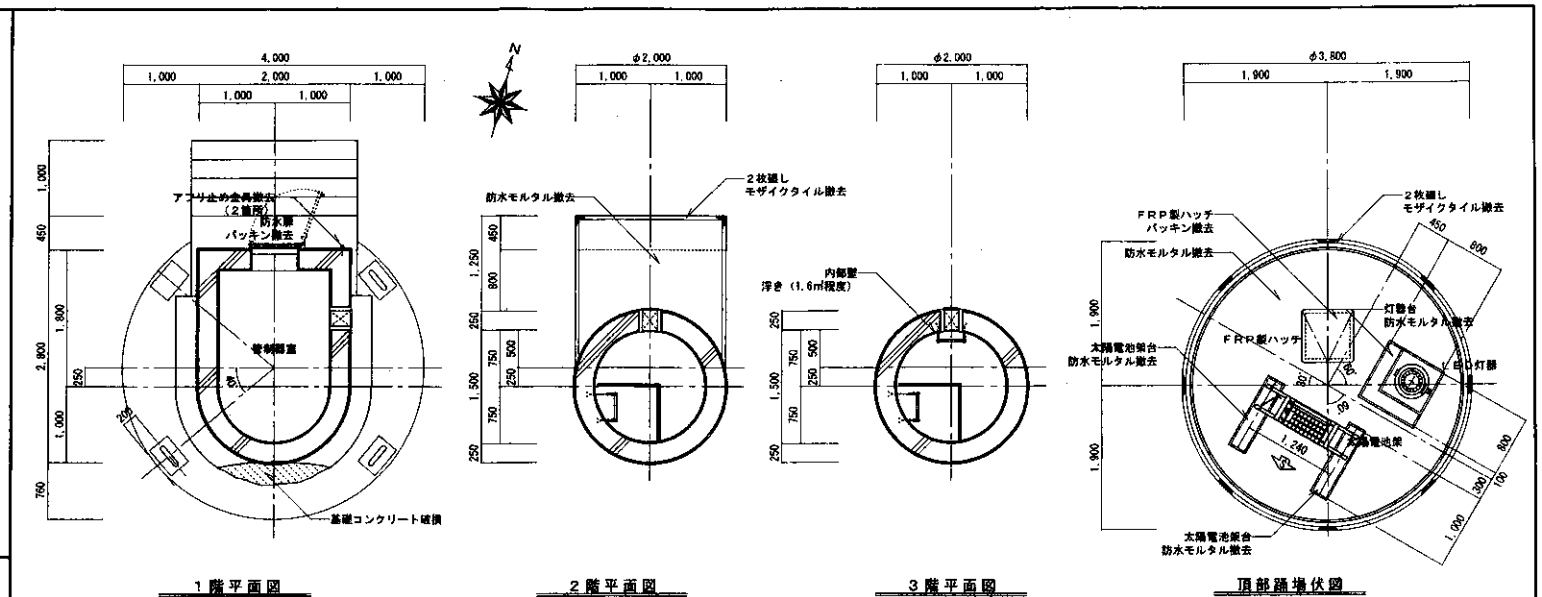
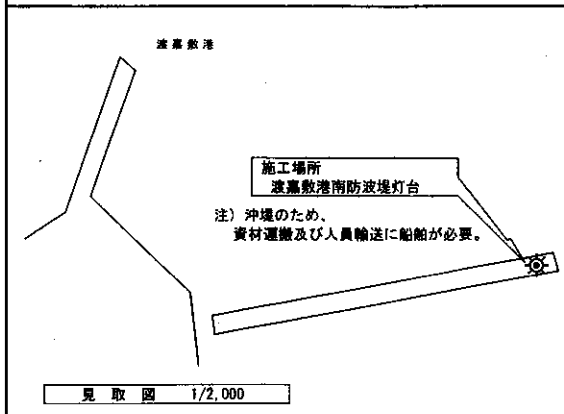
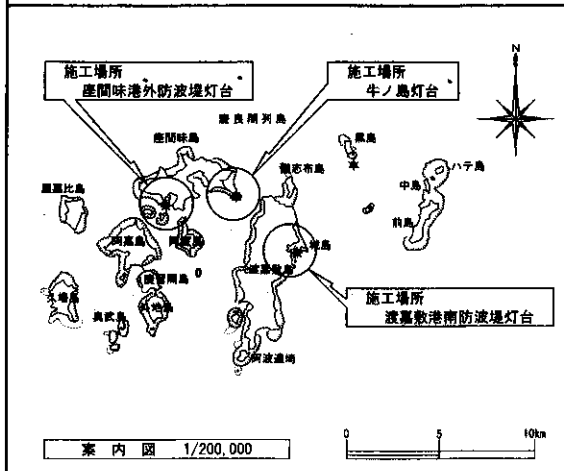
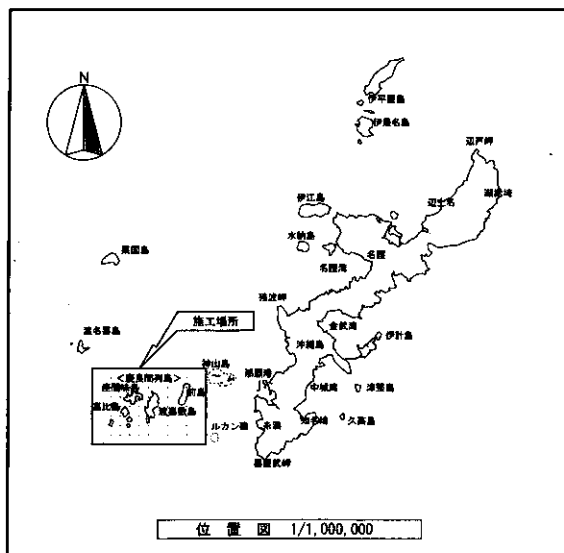
1-2 塗膜防水

- (1) 管制器室屋根及び頂部踊場を下地処理し、塗膜防水(X-2工法、軽歩行仕上)を行う。
- (2) 仕様や工法にあたっては、カタログ等を提出して監督職員の承諾を得ることとし、責任施工の上、工事完成後の保証期間を明記した保証書を提出する。

2 建具改修工事

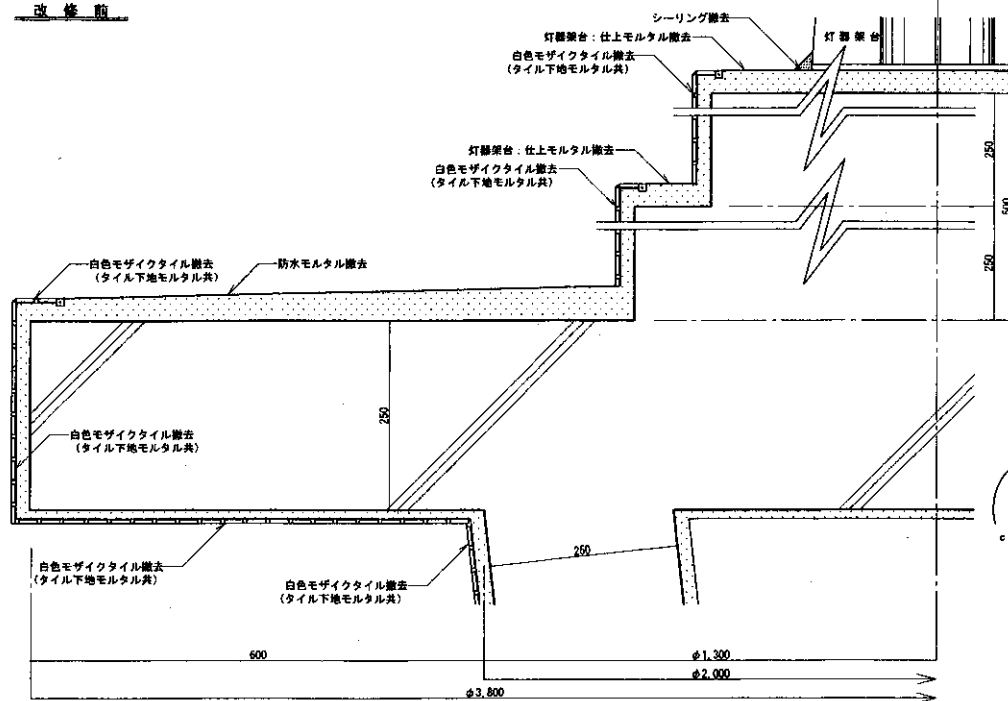
2-1 防水扉パッキン 取替え

- (1) 使用するパッキンは、クロロプレンゴム製中空とし、断面寸法は図示のとおりとする。
- (2) 取付は、扉本体側の取付溝にゴム用接着剤を使用して貼り付ける。

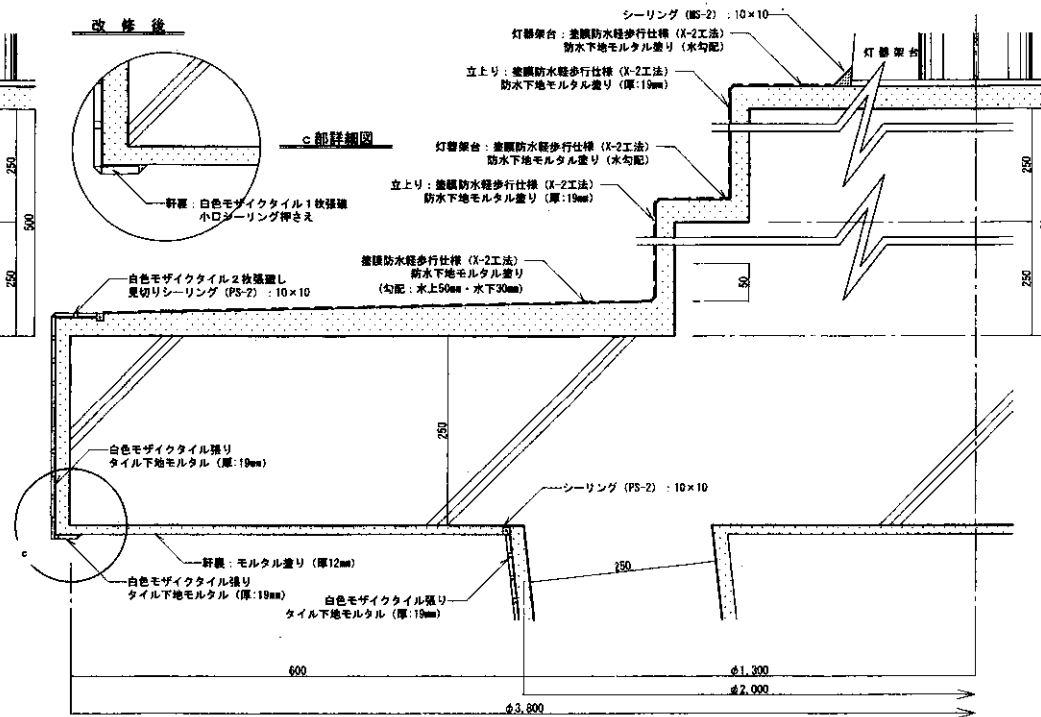


●部断面詳細図 S=1/5

改修前

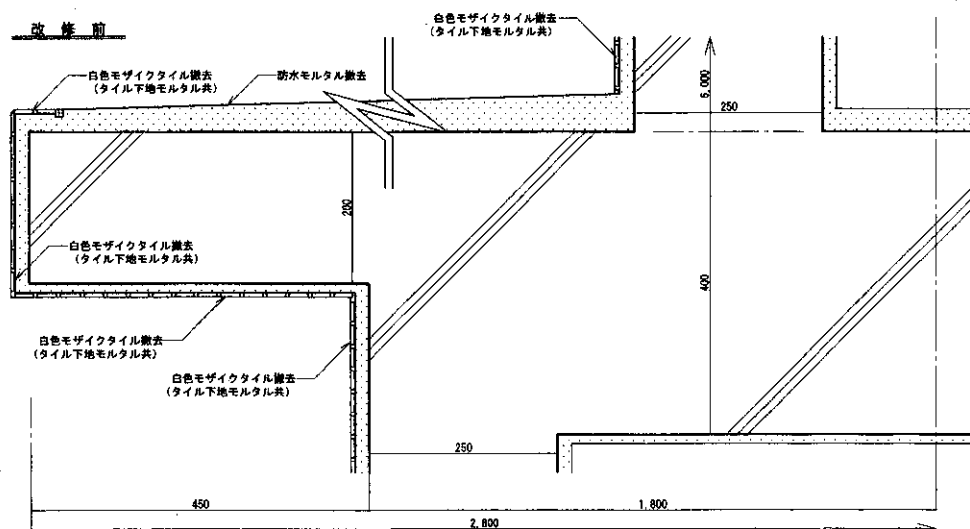


改修後

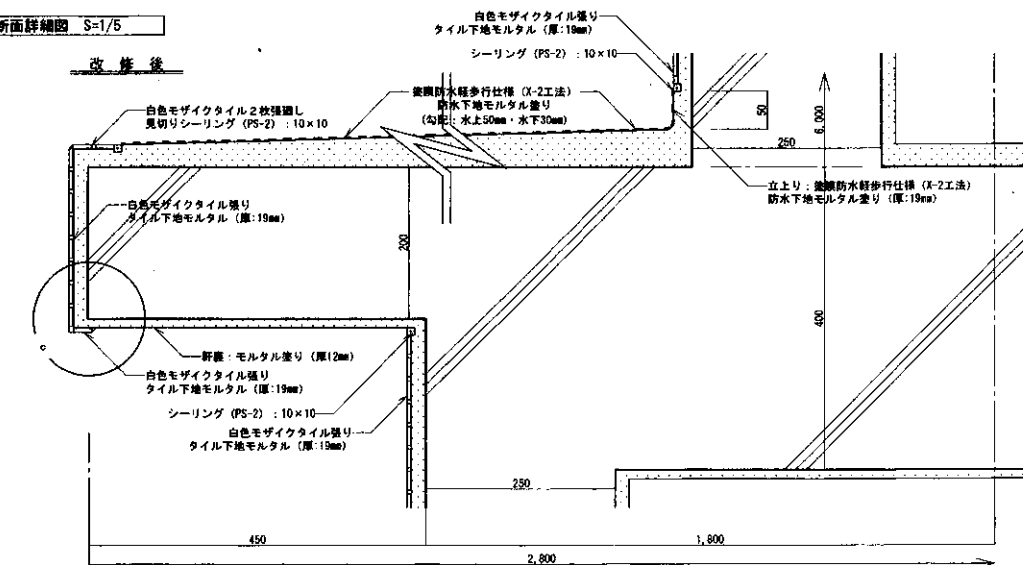


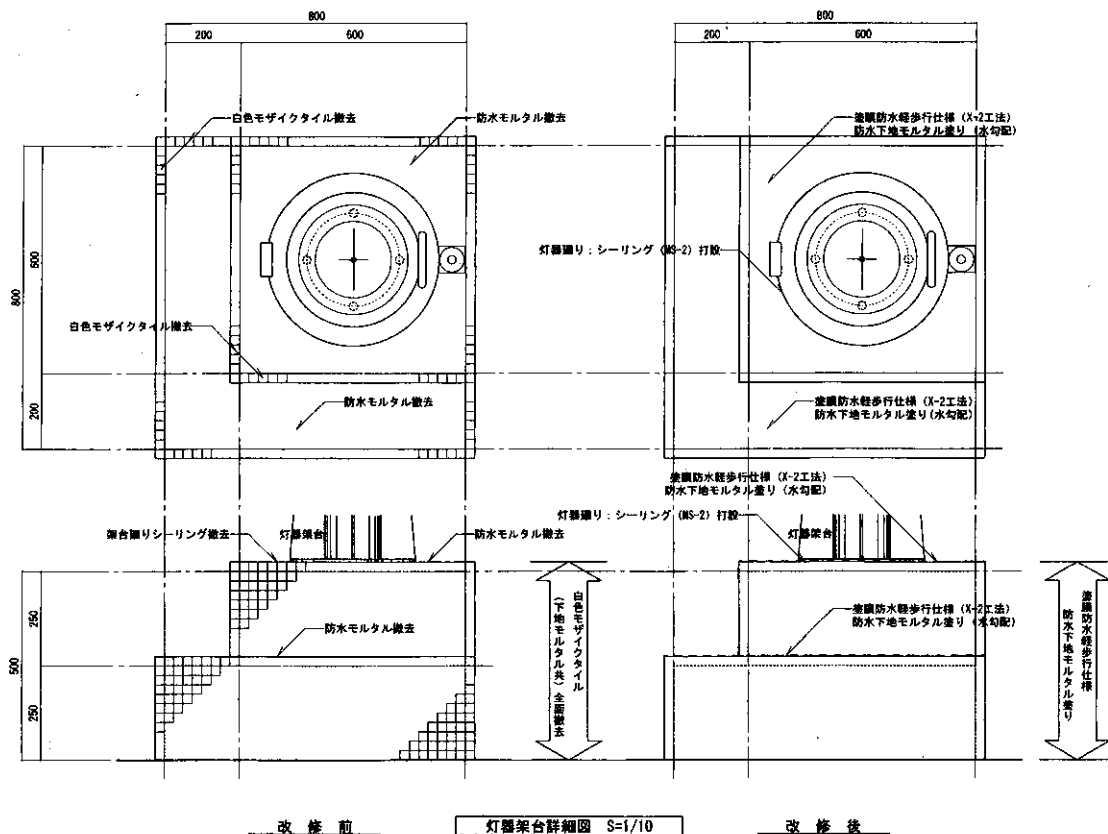
●部断面詳細図 S=1/5

改修前

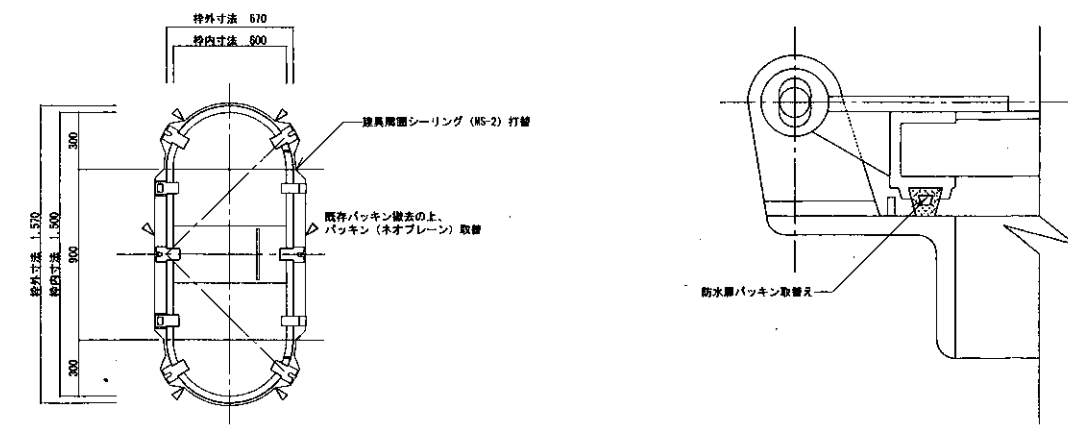


改修後





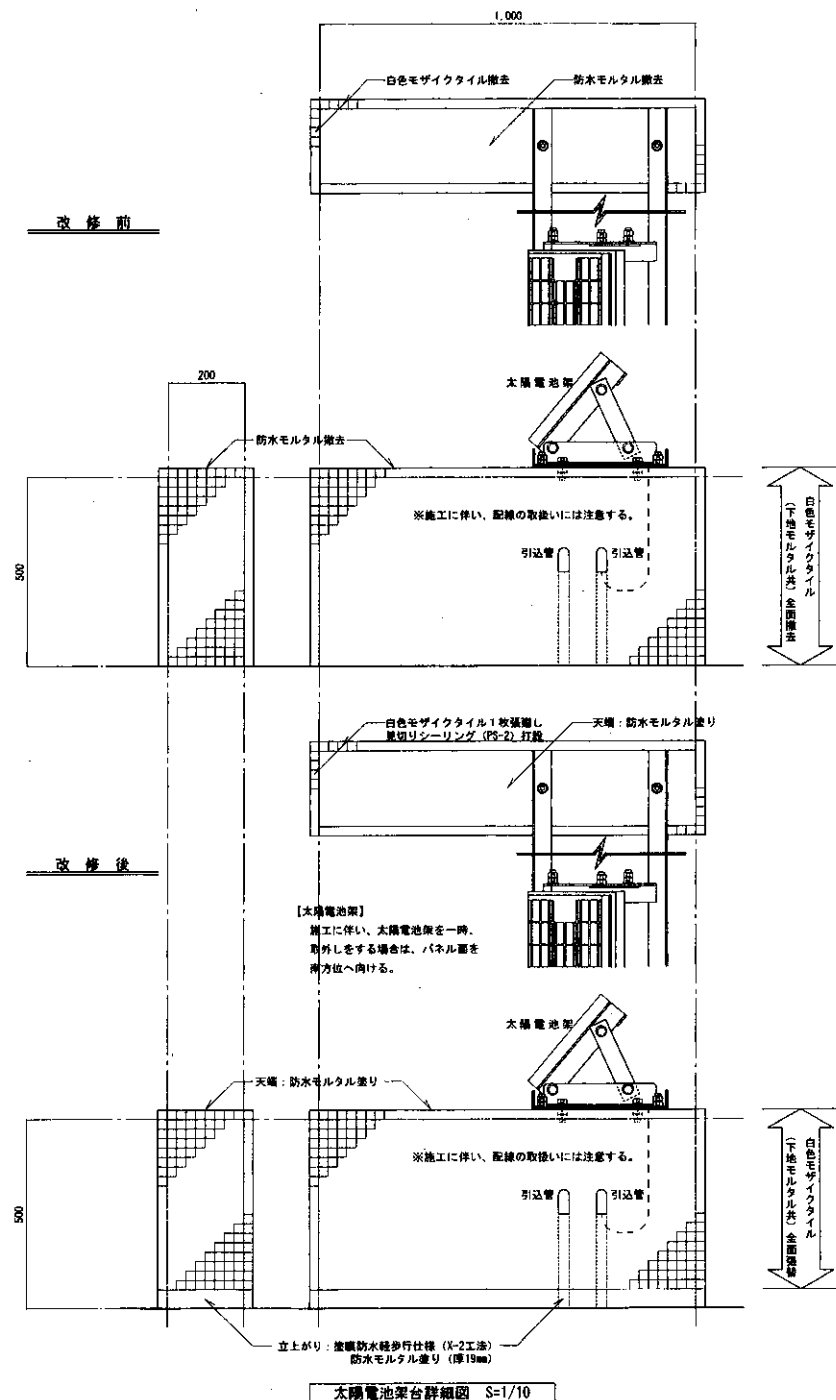
灯器架台詳細図 S=1/10



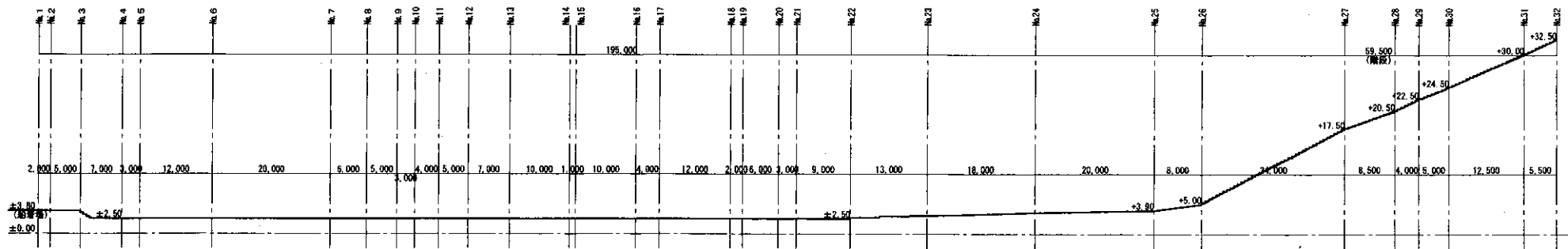
アルミ防水扉図 S=1/30

シーリング打設を示す
防水扉詳細図

防水扉パッキン詳細図 S=1/2

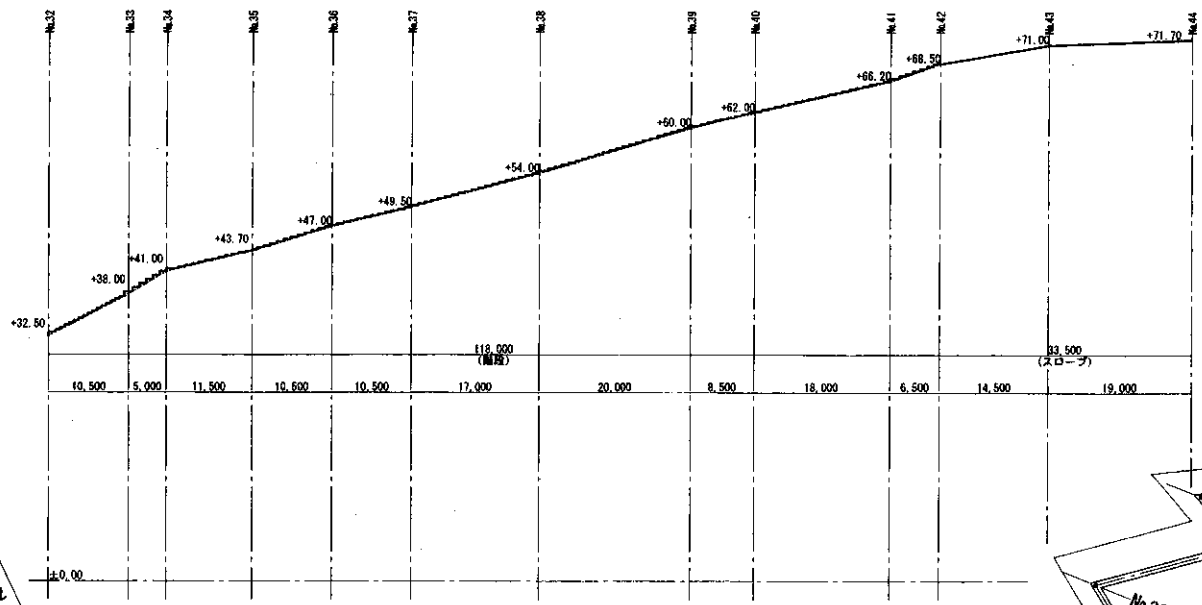


太陽電池架台詳細図 S=1/10

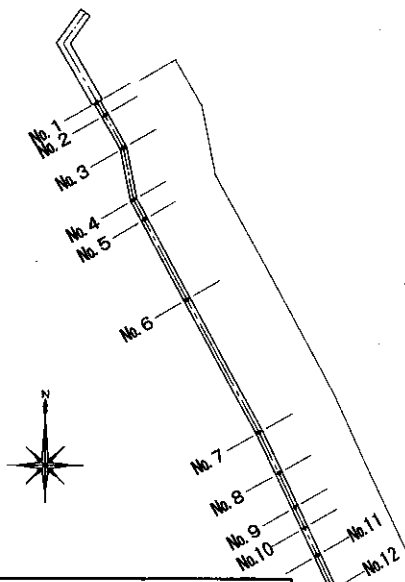


敷地横断面 S=1/50

運搬距離：406m
※材料及び資材運搬は、人肩運搬とする。



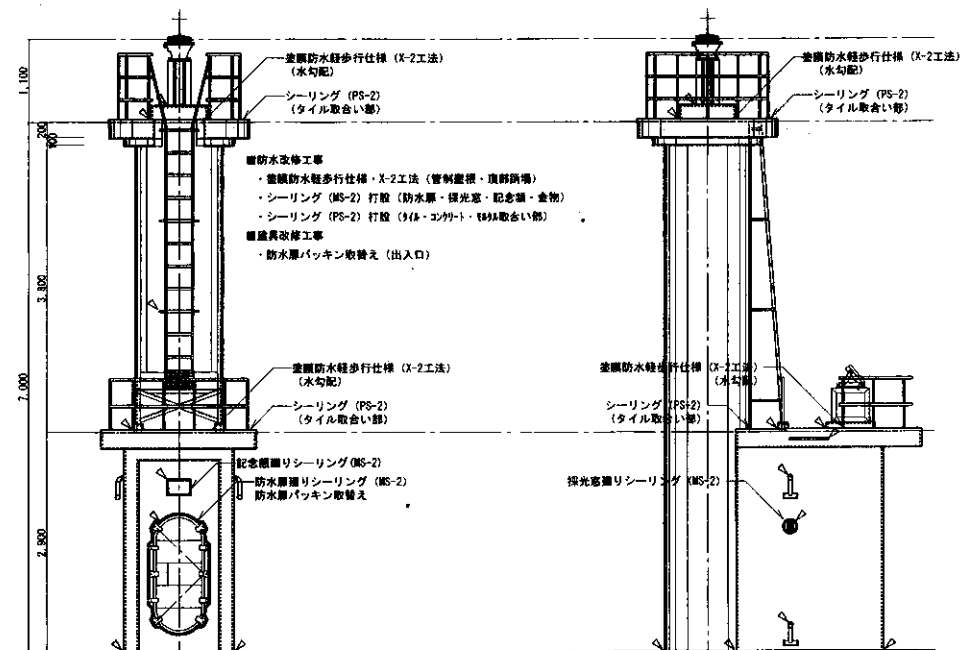
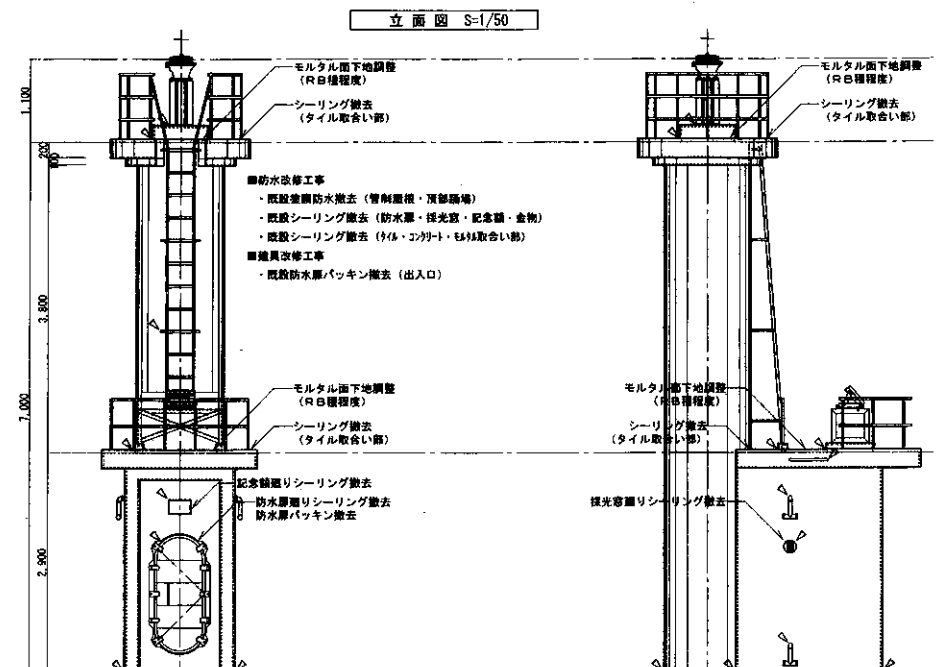
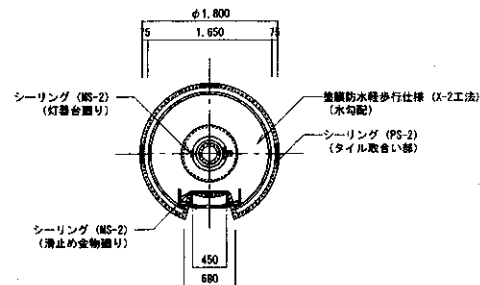
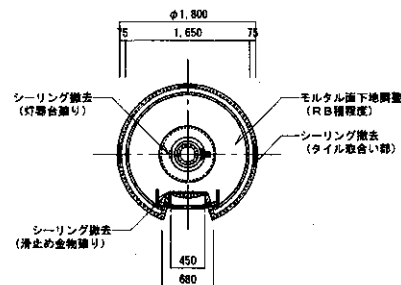
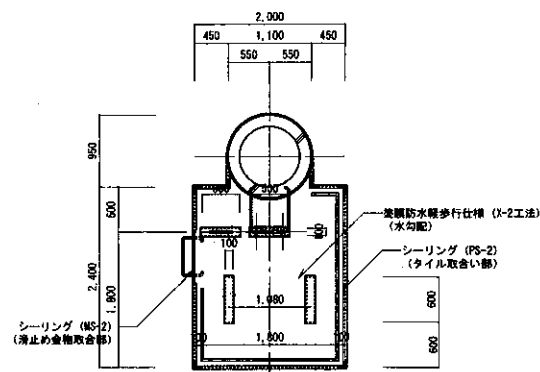
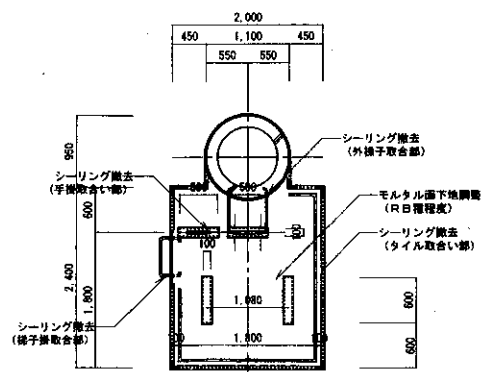
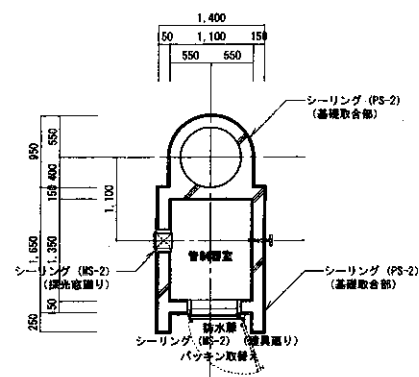
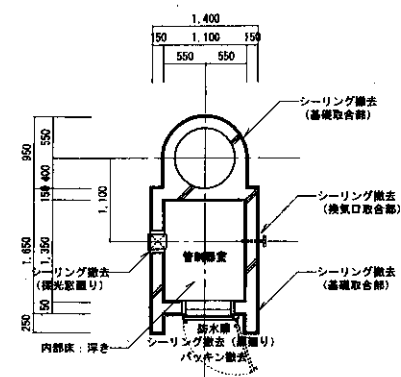
敷地配置図 S=1/50



施工場所
牛ノ島灯台

注) 離島(無人)のため、
資材運搬及び人員輸送に船舶が必要。

見取図



各階平面圖 (改修前) S=1/50

各階平面圖 (改修後) S=1/50

令和7年度 第十一管区海上保安本部 交通整備課

工事名
渡嘉敷港南防波堤灯台ほか2件改良改修工事

作 成 年 月
R07.05

設	
---	--

1	2
---	---

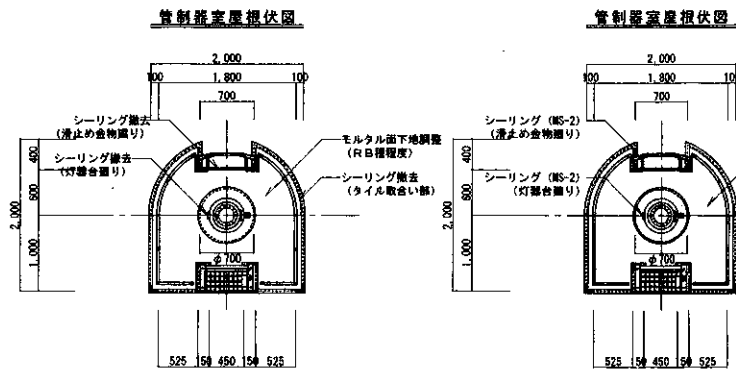
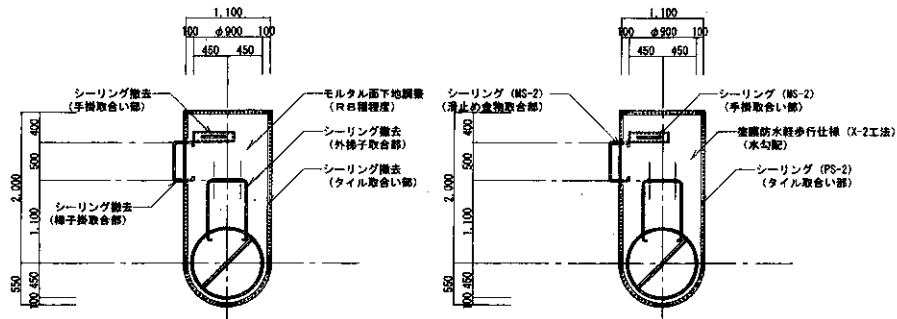
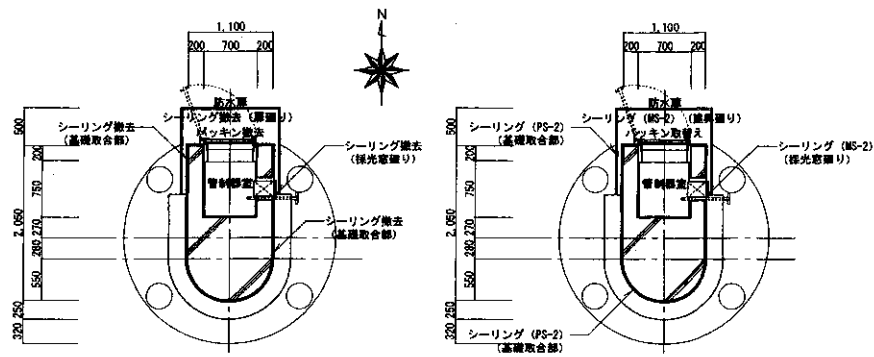
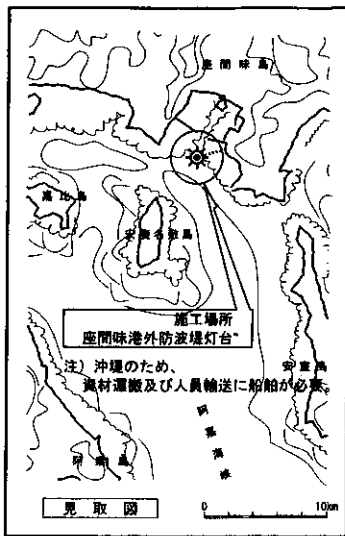
2.4	
-----	--

繪

1

面名 <牛ノ島灯台>
見取図、平面図、立面図

圖 說 卷 號
6 / 7



頂部隔場伏図

頂部隔場伏図

各階平面図 (改修前) S=1/50

各階平面図 (改修後) S=1/50

